

令和8年度

国営土地改良事業地区調査

旧迫川二期地区費用対効果分析その他業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1-1条 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区費用対効果分析その他業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1-2条 本業務は、国営土地改良事業地区調査旧迫川二期地区における、営農計画、環境配慮計画の策定及び費用対効果分析の精査、用水計画策定のための畑利用における単位用水量調査及び三条資格者を特定するための土地所有状況調査を行うものである。

(場 所)

第1-3条 本業務において対象とする地域は、宮城県登米市及び遠田郡涌谷町地内であり、別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立ち入りに当たっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第1-5条 本業務の受注に当たり、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

- ① 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- ② 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- ③ その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- ④ 業務成果品のミス、不備等

(一般事項)

第1-6条 業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1-7条

1. 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理

士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	建設－建設環境 農業－農業農村工学 農業－農村地域・資源計画 農業－農業土木 農業－農村地域計画 農業－農村環境 環境－環境保全計画 環境－自然環境保全 環境－環境影響評価
	建 設	建設環境
	農 業	農業土木 農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画 農村環境
	環 境	環境保全計画 自然環境保全 環境影響評価
博 士	農 学	—
シビルコンサルティングマネージャー	建設環境 農業土木	—

2. 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、監理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に駐在するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、監理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(担当技術者)

第1－8条 担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－9条 共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1－10条 受注者は、共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2-1条 本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。
他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

番号	図書名	発行元	制定年月
1	環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針	公益社団法人 農業農村工学会	平成27年5月
2	農業農村整備事業における景観配慮の技術指針	農林水産省農村振興局	平成30年5月

(参考図書)

第2-2条 本業務で参考とする図書は、共通仕様書第2-1条によるほか次表によるものとし、業務途中にて改訂が確認できたものについては最新のものを参考とする。

番号	名 称	監 修	制定(改訂)年月
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社) 農業土木事業協会	平成5年3月
2	環境省レッドデータブック 2014	環境省自然環境局	平成27年3月
3	環境省レッドリスト	環境省自然環境局	令和2年3月
4	宮城県レッドデータブック 2016	宮城県自然保護課	平成28年3月
5	宮城県の希少な野生動植物－宮城県レッドリスト 2021年度版	宮城県自然保護課	令和3年3月
6	特定外来生物等一覧	環境省自然環境局	令和2年11月
7	生態系被害防止外来種リスト	環境省自然環境局	平成27年3月

(貸与資料)

第2-3条 貸与資料は次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

番号	貸 与 資 料	数量
1	新たな土地改良の効果算定マニュアル 農村振興局整備部 令和6年8月 農林水産省	1式
2	「土地改良事業の費用対効果分析に必要な諸係数について」の一部改正について(令和7年4月1日 6農振第2722号)	1式
3	令和7年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区営農計画・効用調査その他業務 報告書	1式
4	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区環境調査業務 報告書	1式
5	令和6年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区環境配慮計画(案)作成その他業務 報告書	1式
6	関係土地改良区転用調書(令和7年度分)[迫川沿岸土地改良区]	1式
7	関係市町水田台帳(令和7年)[登米市、涌谷町]	1式

8	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（登米市、涌谷町） ※更新されていた場合	1式
---	---	----

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第2-4条 第2-2条、第2-3条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を用い作業中に改定された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- (4) 貸与資料等で適用条件を選択する必要がある場合や貸与資料以外の基準を適用する場合は監督職員の指示を受けるものとする。

(関連業務)

第2-5条 本業務と関連する業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた内容としなければならない。

番号	業 務 名	業務実施期間(予定)
1	令和8年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区 土地改良事業計画書作成業務(仮称)	令和8年6月 ～令和9年3月
2	令和8年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区 南方揚水機場基本設計その他業務(仮称)	令和8年6月 ～令和9年3月

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条 この業務における作業項目及び数量は次のとおりである。

なお、詳細は別紙1【作業項目内訳表】の作業実施欄に○印で示すものとする。

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 準備作業	1 式	
2. 営農計画の策定	1 式	
3. 費用対効果分析の精査	1 式	
4. 単位用水量調査	1 式	
5. 土地所有状況調査	1 式	
6. 環境配慮計画の策定	1 式	
7. 点検とりまとめ	1 式	

(作業の留意点)

第3-2条 作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

- (1) 作業の手順、方法等については監督職員と密接な連絡を取り円滑に進めるものとする。
- (2) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。

- (3) 現地調査に当たっては、施設管理者と調整の上行うものとする。
- (4) 最終成果物の提出に伴い、業務全体の概要が理解できるダイジェスト版を作成するものとする。
- (5) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- (6) 第2-1条、第2-2条、第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条 共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

- 初 回 作業着手の段階
- 第2回 中間打合せ（効用への諸係数の反映段階）
- 第3回 中間打合せ（転用調書及び水田台帳反映完了段階）
- 第4回 中間打合せ（新規地区検討会資料作成段階）
- 最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せなどを行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5-1条 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部
このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R等）により別途1部提出するものとする。
- (2) 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）
なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5-2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎3階
東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) 関係機関等との調整により作業項目等に追加が生じた場合
- (6) その他

第6-2条 業務スライドの試行に当たっては、次のとおりとする。

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条 この特別仕様書に定めのない事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙 1

【作業項目内訳表】

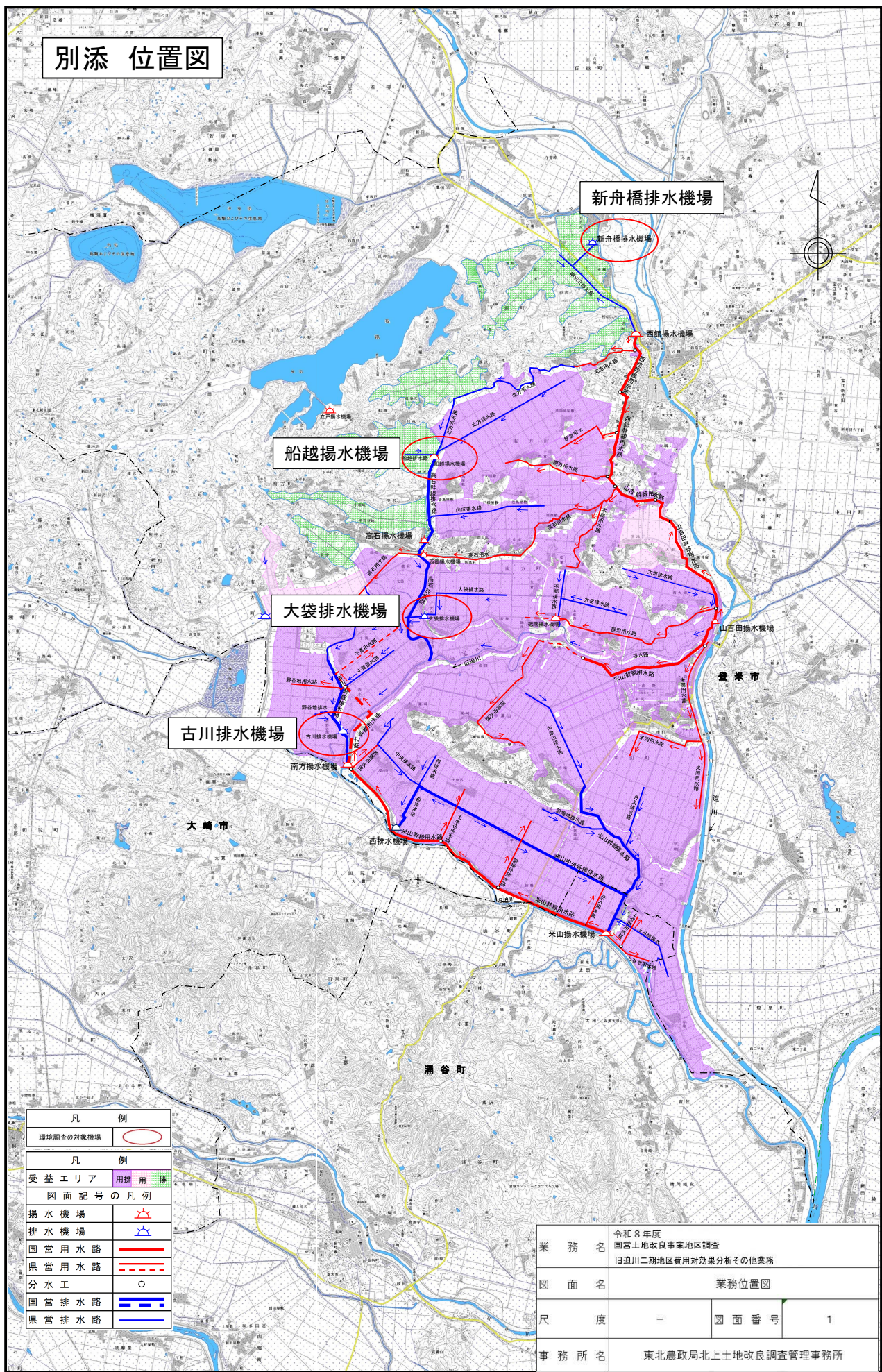
作業項目	作業内容	作業実施欄
1. 準備作業 1-1. 資料の検討	第2-3条の貸与資料から、作業に必要な内容を把握し基礎資料として整理する(作業項目4-1.の資料の準備を除く)。	○
1-2. 現地踏査	作業に必要な現地の状況を事前に把握するため、現地踏査を行う(作業項目4-2.の現地踏査を除く)。	○
2. 営農計画の策定 2-1. 営農計画(案)の策定等	第2-3条の貸与資料を基に営農計画(案)を更新する。また、営農検討部会における指摘事項に関し、監督職員の指示に基づき修正を行う。	○
3. 費用対効果分析の精査 3-1. 総費用の算定	第2-3条の貸与資料を基に、当該事業費、再整備費(予防保全費含む)の精査、関連事業の概定及び諸係数等の更新を行い、総費用を算定する。 【作業事項】 ①当該事業費及び関連事業費の修正 ②総費用算定対象施設の精査(関連事業は概定) ③総費用算定対象施設の評価期間における再整備費(予防保全費含む)の精査 ④諸係数等の更新	○
3-2. 総便益の算定 3-2-1. 作物生産効果の算定	第2-3条の貸与資料及び2-1.で策定する営農計画(案)の修正結果を基に、作物別作付面積の精査、諸係数等の更新を行い、作物生産効果を算定する。 【作業事項】 ①効果要因別面積の精査 ②作物別単収、単価(令和5年度分の追加)の更新 ③既存施設が担う生産量(事業ありせば)の精査 ④施設が喪失した状況での生産量(事業なかりせば)の精査(作物の畝高さの精査含む) ⑤諸係数等の更新	○
3-2-2. 営農経費節減効果の算定	第2-3条の貸与資料及び2-1.で修正する営農計画(案)を基に、労働費、機械経費、その他の生産資材費、諸係数等の更新を行い、営農経費節減効果を算定する。 【作業事項】 ①単位面積当たり営農経費の精査(事業ありせば) ②単位面積当たり営農経費の精査(事業なかりせば) ③諸係数等の更新	○
3-2-3. 維持管理費節減効果の算定	第2-3条の貸与資料を基に、現況維持管理費及び諸係数等の更新を行うとともに、事業によって変動する計画維持管理費の算定及び効果内容の精査を行い、維持管理費節減効果を算定する。 【作業事項】 ①施設の現況維持管理費(令和7年度分の追加)の更新 ②施設の計画維持管理費(事業ありせば、事業なかりせ	○

作業項目	作業内容	作業実施欄
	ば)の算定 ③施設の安全管理等に最低限必要な維持管理費(事業なかりせば)の精査 ④諸係数等の更新	
3-2-4. 災害防止効果の算定	第2-3条の貸与資料及び2-1. で作成する営農計画(案)の修正、3-2-1. 作物生産効果の算定結果の反映及び諸係数等の更新を行い、災害防止効果を算定する。 【作業事項】 ①事業なかりせば年被害想定額の算定 ②現況年被害額想定額の算定 ③事業ありせば年被害想定額の算定 ④単価、諸係数等の更新	○
3-2-5. 国産農産物安定供給効果の算定	3-2-1. で算定する作物生産効果を基に、国産農産物安定供給効果を算定する。	○
3-3. 総費用総便益比及び総所得償還率の算定	3-1. 及び3-2. の算定結果を基に、総費用総便益比及び総所得償還率をとりまとめる。 また、土地改良事業の感度分析を整理する。	○
4. 単位用水量調査 4-1. 資料の検討	第2-3条の貸与資料から、作業に必要な内容を把握し、基礎資料として整理する。	○
4-2. 現地踏査	作業に必要な現地の状況を事前に把握するため、現地踏査を行う。	○
4-3. 畑地(水田畑利用)水分調査	畑利用されている調査対象水田に監督職員が貸与する測定機器(土壌水分計、データロガー)を設置し、土壌水分の測定を行う。 また、調査ほ場において作物の畝高さを1回測定する。 なお、かんがい期間終了後速やかに測定機器を撤去する。 調査地点: 3地点(1地点当たり4層) 測定時期: 業務契約後~9/10(かんがい期間)のうち作付後から収穫まで データ回収時期(6月、7月、8月、機器撤去時) 調査位置及び測定時期の詳細は、監督職員と協議の上決定する。	○
4-4. 単位用水量の整理、点検とりまとめ	用水計算に必要となる諸元(土壌タイプごとの代かき用水量、日減水深及び還元田割増率、かん水率、土壌水分消費型、日消費水量、TRAM(全容易有効水分量)、間断日数)を水利権諸元と比較検討しながら整理、点検とりまとめを行う。	○
5. 土地所有状況調査 5-1. 受益地の精査 5-1-1. 一筆調書データベースの更新	過年度業務成果と第2-3条の貸与資料から、以下のとおり一筆調書データベースを令和8年4月1日時点に更新する。 ①受益面積については、第2-3条の貸与資料を用いて転用実績を過年度業務成果から差し引く。	○

作業項目	作業内容	作業実施欄
	②三条資格者に係る情報については、第2-3条の貸与資料の内容に置き換える。	
6. 環境配慮計画の策定 6-1. 環境配慮調査 6-1-1. 生態系調査	調査対象地点ごとに、貸与資料の過年度調査と同等の調査計画、調査方法及び調査量に基づき、生態系調査（春、夏の2季）を実施する。 調査地点は、下記及び別添図面に示す機場4カ所とする。 ・新舟橋排水機場及びその周辺 ・大袋排水機場及びその周辺 ・船越揚水機場及びその周辺 ・古川排水機場及びその周辺 なお、新舟橋、大袋、船越の3機場は、撤去及び新設、古川機場は、撤去を想定している。	○
6-1-2. 景観調査	調査対象地点ごとに、貸与資料の過年度調査と同等の調査計画に基づき景観調査を実施する。 調査地点は、6-1-1に同じであるが、視点場の設定として、近景、中景、遠景地点からの調査を要する。 なお、新舟橋、大袋、船越の3機場は、撤去及び新設、古川機場は、撤去を想定している。	○
6-1-3. 環境配慮調査結果の整理及び更新	6-1-1及び6-1-2の調査結果を整理する。整理する様式は、貸与資料の過年度調査と同じとする。 また、環境配慮計画案への反映に考慮し、過年度調査結果へ反映し、更新を行う。	○
6-2. 環境配慮基本方針（案）の更新及び環境配慮計画の策定 6-2-1. 環境配慮基本方針（案）等の更新	過年度作成済みの環境配慮基本方針（案）、環境配慮計画（案）に6-1-3.の整理結果、本地区の環境配慮検討部会における検討内容を加え、環境配慮計画（案）を更新する。 環境配慮基本方針（案）、環境配慮計画（案）の本文の記載内容の更新、環境調査図等の図面の更新、添付している写真の更新を行うことを想定しているが、上記に記載のない作業が発生する場合は、監督員と協議を行うこと。	○
6-2-2. 環境に係る有識者への意見聴取	6-1-3及び6-2-1の作業完了段階において、生態系及び景観の有識者から意見を徴取し、必要に応じて環境配慮基本方針（案）、環境配慮計画（案）に反映すること。 有識者は過年度業務からの継続を考慮しており、聞き取りは2回、対面を想定している。	○
6-2-3. 東北農政局環境情報協議会等の指摘対応等	環境情報協議会の前に行われる東北農政局段階の委員会、幹事会での指摘に対応し資料を修正するとともに、東北農政局環境情報協議会で発注者が説明する環境配慮基本方針（案）、環境配慮計画（案）について、委員からの指摘に対応し資料を修正することで、環境配慮計画を策定したこととする。 また、東北農政局環境情報協議会当日に使用する環境配慮	○

作業項目	作業内容	作業実施欄
	計画（案）の概要版を作成するとともに、協議会後の閲覧用資料を作成する。	
7. 点検とりまとめ	<p>成果資料の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う（4-5. 単位用水量の整理、点検とりまとめ及び6-1-3のうち、調査結果の整理を除く）</p> <p>また、2、3、5、6の成果は、新規地区検討会の時点版を所定の様式に整理し、監督職員の求めに応じて提供するとともに、関連業務への成果の共有も随時行うこと。</p>	○

別添 位置図



凡 例	
環境調査の対象機場	
凡 例	
受益エリア	
図面記号の凡例	
揚水機場	
排水機場	
国営用水路	
県営用水路	
分水工	
国営排水路	
県営排水路	

業務名	令和8年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区費用対効果分析その他業務		
図面名	業務位置図		
尺度	-	図面番号	1
事務所名	東北農政局北上土地改良調査管理事務所		